

案

吉田町地域クラブ

かつ

よし活クラブ

運営マニュアル



吉田町教育委員会

令和8年 月

目次

	ページ
1 よし活クラブ設立の趣旨	1
2 よし活クラブ 開設までの経緯	2
3 クラブのコンセプト	4
4 運営方針	
(1) 事務局	4
(2) 参加対象者	4
(3) 種目等	4
(4) 加入について	5
(5) 活動費・時間	5
(6) 指導者	5
(7) 活動費	6
(8) 保険加入	6
(9) 活動場所	6
(10) 平日の部活動と休日のクラブとの連携	6
(11) トラブル対応	6
(12) 連絡体制	7
(13) 提出書類	7

参考資料

吉田町部活動ガイドライン

12

よし活クラブ設立の趣旨

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下で学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより成り立ってきました。

しかし、少子化が進展し、部活動加入率も低下していく中、部活動をこれまで通りの体制で運営していくことが困難な状況となっており、加えて、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務める指導体制を継続することは、学校の働き方改革の観点からも一層厳しくなっています。

こうした状況を踏まえ、スポーツ庁・文化庁は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、まずは休日の活動から段階的に地域連携・地域移行を進めることを示しました。

また、令和7年5月には「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめとして、地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えるという意図を込めて「地域移行」から「地域展開」に名称変更することや、改革実行期間（前期：令和8～10年度、後期：令和11～13年度）を設定し、前期の間に確実に休日の地域展開に着手して、地域クラブ活動の実施を進めることが必要であることが示されました。

このような国の動きを受け、本町では、令和5年4月に「吉田町部活動の在り方協議会」を設置して、保護者や町内各団体、中学校等の代表者と協議を重ね、子供たちの活動の場を確保することを前提に地域展開を進めていく方向性について検討してきました。

こうした経緯の中で、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という考えの下、地域の方が指導者となる吉田町地域クラブを開設することにより、生徒たちがスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむとともに、教師の働き方改革につながる環境整備をしていくことを自指し、児童生徒、保護者、教職員らのアンケートにより命名した「よし活クラブ」を設立することとしました。

本マニュアルは、よし活クラブを円滑に運営するために策定するものです。

なお、本マニュアルは、今後の国・県の動向や本町における部活動の地域展開の状況を踏まえ、適宜、見直しをするものとします。

よし活クラブ 開設までの経緯

令和4年12月

スポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を公表し、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間と位置付ける。

令和5年4月1日

吉田町教育委員会が、「吉田町部活動の在り方協議会」を設置し、事務局を吉田町教育委員会学校教育課に置く。

令和6年3月8日

令和5年度第3回吉田町部活動の在り方協議会において、吉田中学校部活動の地域移行は休日先行で進め、目標年度は令和8年度とすることで決定。

令和6年8月5日

吉田町教育委員会学校教育課が、令和6年度第1回協議会において「吉田町地域クラブ(案)」を提案し協議した結果、吉田中学校部活動の地域移行の進め方としては、令和8年度の吉田中学校3年生が部活動引退後、休日先行で地域クラブを創設し運営していくことを決定。

令和6年11月1日

吉田町教育委員会学校教育課が、令和6年度第1回協議会で出された意見を踏まえ、第2回協議会において吉田町地域クラブの修正案を提案し協議した結果、「地域クラブへの移行の基本的な考え方」及び「クラブの名称」について、町内小中学校児童生徒、保護者及び教職員を対象者としてアンケートをとり、その結果を踏まえて協議会において決定する等、具体的な内容の一部を決定。

令和6年11月22日

吉田町教育委員会学校教育課が、吉田中学校新入生保護者説明会において令和7年度に吉田中学校に入学する児童及びその保護者に対し、吉田中学校部活動の地域移行の進め方として地域クラブを創設し運営していくことを説明。

令和7年3月10日

吉田町教育委員会学校教育課が、令和6年度第3回協議会において、クラブの名称について、町内小中学校児童生徒、保護者及び教職員を対象者としたアンケート結果資料を提出して協議した結果、「よし活クラブ」と決定。

令和7年4月

吉田町教育委員会学校教育課が、町内小中学校に「よし活クラブ指導者希望調査」を実施。

令和7年5月

吉田町教育委員会学校教育課が、広報よしだ及び吉田町公式ラインにより、よし活クラブ開設準備中であることを発信。

令和7年6月

吉田町教育委員会学校教育課が、吉田町文化協会に「よし活クラブ指導者希望調査」を実施。

令和7年7月

吉田町教育委員会学校教育課が、吉田町体育協会に「よし活クラブ指導者希望調査」を実施。

令和7年8月

吉田町教育委員会学校教育課が、吉田中学校職員研修で部活動地域展開の説明。

令和7年9月

吉田町教育委員会学校教育課が、吉田町スポーツ少年団に「よし活クラブ指導者希望調査」を実施。

クラブのコンセプト

吉中生の「やってみたい・楽しみたい」に応える持続可能なクラブ活動

(1) 生徒の主体的活動

生徒が新しいことに挑戦したり、自らの特技を生かしたり、将来の夢や目標を目指したりするために、主体的に取り組む活動とする。

(2) 楽しむ活動

競技力や技能の向上、心身の健康づくりなど、個々の興味・関心に応じて楽しく取り組むことができる活動とする。

(3) 持続可能な活動

町内1中学校というコンパクトさを生かし、地域で支える持続可能な活動とする。

運営方針

(1) 事務局

吉田町教育委員会に事務局を置く。

(2) 参加対象者

吉田町立吉田中学校の生徒とする。

(3) 種目等

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| ①野球 | ⑧男子ソフトテニス | ⑮吹奏楽 |
| ②ソフト | ⑨女子ソフトテニス | ⑯美術 |
| ③サッカー | ⑩男子卓球 | ⑰弓道 |
| ④男子バレー | ⑪女子卓球 | ⑱総合型スポーツ |
| ⑤女子バレー | ⑫柔道 | |
| ⑥男子バスケット | ⑬剣道 | |
| ⑦女子バスケット | ⑭陸上競技 | |

(4) 加入について

- ① 希望者による自由加入制とする。
- ② 平日の部活動が存在する間は、加入希望者のうち、中体連・中文連（以下、「中体連等」という。）の大会・コンクール（以下、「大会等」という。）への参加を希望する生徒は、平日の部活動と同じ種目等を選択することを基本とする。

※ 複数の種目等の大会等への参加を希望する場合、参加規定が種目等や年度ごとに異なる可能性があるため、必ずしも希望に添えないことを承知の上、種目等を決定すること。

(5) 活動日・時間

- ① 活動日
 - ア 平日は、3日以内とし、少なくとも2日は休養日とする。
 - イ 週休日は、少なくとも1日以上は休養日とする。
 - ウ 週休日等に大会参加等で休養日を設けることができなかつた場合は、他の日に振り替えることとする。
 - エ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
- ② 活動時間
 - ア 1日の活動時間は、平日は2時間程度(以内)、週休日・休日は3時間程度(以内)とする。
 - イ 大会期や長期休業中など、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、超過した日数や時間について他の日に振り替える。

(6) 指導者

- ① 指導者は次に掲げる条件を満たしていること。
 - ア 生徒の人格形成・人間力の向上を第1に考えることができる。
 - イ 中体連等の大会等参加希望者へ過度な勝利至上主義の指導をしない。
 - ウ 中学校の部活動顧問の方針・考えとの連携を図ることができる。
 - エ 指導者として継続して従事できる。
 - オ 教育委員会等が開催するコンプライアンス研修を受ける。

(7) 活動費

- ① クラブ加入者から1人当たり月額3,000円程度(以内)の会費を徴収し、以下の費用等に充てる。
 - ア 備品・消耗品購入費、送迎交通費、審判員費などの活動費
 - イ 指導者報酬
- ② 協会等登録料・大会参加料等の支払いやユニフォーム等の購入など、会費だけでは賄えない場合は、保護者に説明の上、別途集金する。
- ③ その他、緊急的に集金が必要になった場合は、保護者に説明の上、別途集金する。
- ④ 各クラブにおいて会計担当者を決定して口座管理する等、活動費の適正な管理に努めること。

(8) 保険加入

- ① 指導者・参加者ともに、各クラブにおいて保険に必ず加入すること。
- ② 加入費用については、各クラブの会費又は別途集金により支払う。

(9) 活動場所

- ① 活動は、原則、吉田中学校の施設を使用する。
- ② 吉田中学校以外の施設(吉田町総合体育館、小学校体育館、中央公民館等)を使用する場合は、事務局と調整する。
- ③ 活動場所の開錠・施錠については、事務局の指示に従う。
- ④ クラブの瑕疵により施設及び備品等を破損させた場合、修繕料等はクラブで負担することとする。

(10) 平日の部活動と休日のクラブとの連携

顧問教員とクラブ指導者が指導方針などを共有し、指導方針の違いにより参加者が混乱することがないように努める。

(11) トラブル対応

生徒間や他校とのトラブルが発生した場合は、クラブにおいて解決することを原則とするが、必要に応じて学校と連携して対応する。

(12) 連絡体制

- ① 指導者と保護者はツムギノによるグループ連絡網を作成するなど、活動に関する連絡を指導者からの一斉送信により行うこととする。
- ② 保護者からの欠席連絡についても、ツムギノによるグループ連絡網等によって行い、クラブの活動に関すること以外の個人的なやりとりはしない。

(13) 提出書類

- ① 指導代表者は、以下のとおり書類を事務局に提出すること。

No.	書類名	提出期限
様式1	運営計画書	当該年度の活動開始の1週間前まで
様式2	参加者名簿	当該年度の活動開始の1週間前まで
様式3	活動報告書	活動を実施した月の報告を翌月の10日まで
様式4	収支報告書	4月～3月の報告を3月末まで

- ② 提出した内容に追加や修正等がある場合は、その都度事務局に報告すること。
- ③ 参加者名簿等、学校と共有が必要な書類については、必要に応じて事務局が学校に提供し、情報を共有する。(クラブの運営目的以外に使用しない。)

よし活クラブ 運営計画書

令和 () 年度 (新規 ・ 継続) ←どちらかに○
 種目等名 ()

指導者 1 【代表者】	(フリガナ)			
	氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
指導者 2	(フリガナ)			
	氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
指導者 3	(フリガナ)			
	氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
代 表 者 ※指導者と 異なる場合 のみ記入	(フリガナ)			
	氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
会 計	(フリガナ)			
	氏 名			
	住 所			
	電 話 番 号			
加入者数	学 生	男 子	女 子	合 計
	1 年 生	人	人	人
	2 年 生	人	人	人
	3 年 生	人	人	人
	合 計	人	人	人

よし活クラブ 参加者名簿

令和 () 年度

種目等名 ()

番号	(フリガナ) 氏 名	学年	性別	保護者名	住所	電話
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						

よし活クラブ 活動報告書

令和 () 年度 () 月

種目等名 ()

報告者名 ()

	日	曜	時 間	場 所	活動内容
例 1	4	土	8 : 30 ~ 11 : 30	吉田中	通常練習
例 2	11	土	8 : 00 ~ 16 : 00	〇〇アリーナ	〇〇大会参加
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		
			~		

令和 () 年度 よし活クラブ 収支報告書

種目等名 ()

収入総額 _____ 円

支出総額 _____ 円

差引残額 _____ 円

収入の部

科目名	金額 (円)	摘要
合計		

支出の部

科目名	金額 (円)	摘要
合計		

差引残額は来年度に繰り越します。

以上のとおり報告します。

令和 年 月 日
報告者 (印)

参考資料

吉田町部活動ガイドライン

平成 30 年 10 月 策定
(令和 2 年 5 月 1 日 改正)

吉田町教育委員会

目 次

1	部活動の位置付け	P
2	部活動の意義・目的	P
3	適切な運営のための体制整備	P
	(1) 中学校における部活動に係る方針の策定	P
	(2) 活動計画・実績報告	P
	(3) 活動の指導	P
	(4) 部活動指導員の活用	P
	(5) 適正な指導者の配置と部活動の設置	P
4	適切な指導の実施	P
	(1) 安全指導の充実	P
	(2) 効果的な指導	P
5	指導力の向上のために	P
	(1) 科学的・合理的な指導内容、指導方法の習得	P
	(2) 部活動のマネジメント力やその他多様な指導力の習得	P
6	教育委員会の取組	P
	(1) ガイドラインの検証について	P
	(2) 安全な部活動の実施に向けて	P
	(3) 諸課題への取組	P

1 部活動の位置づけ

部活動は、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ、中学校学習指導要領（平成29年3月告示）では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と位置付けられている。

したがって、部活動は、本記述を拠り所としながら、本町の教育理念や学校の教育目標及び指針に則った運営・指導を行い、教育効果を高める活動として実施されなければならない。

2 部活動の意義・目的

部活動は、心身の成長が著しい時期にある生徒が、自らの興味や関心等を深く追求し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸長したり、学年や学級の枠を超えて、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり、協力したりする中で、社会性や人間性を育むという人間形成に資するものである。

また、部活動は、中学校3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指して行われる側面も大きい。そのため、日常の練習において、大会やコンクール等の結果のみを目標にするのではなく、それに向けた一人ひとりの日々の取組に目を向けた丁寧な指導が大切である。

3 適切な運営のための体制整備

(1) 中学校における部活動に係る方針の策定

本ガイドラインに則り、校長は学校の教育活動との関連を考慮し、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、保護者会で説明したり、学校のホームページへ掲載したりすることにより公表・周知をするとともに、その運用を徹底する。

(2) 活動計画・実績報告

校長は、部活動顧問に対し、本ガイドライン及び学校が作成する「学校の部活動に係る活動方針」に則り、当該部活動顧問が担当する部活動の指導方針や年間の活動計画（活動日、休養日及び大会参加日等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）など、部活動の予定及び実施状況が分かる書類を作成、及び提出を求め、必要に応じて適切な指導を行う。なお、部活動顧問が部活動の予定を作成するに当たっては、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して設定をすることが大切である。ま

た、毎月の計画や大会・コンクール等の開催予定などは、事前に生徒・保護者に伝えるなどして、円滑な運営ができるようにする。

(3) 適正な活動の実施及び指導

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、本ガイドライン及び学校が定める「学校の部活動に係る活動方針」に反するなど、適切な指導が行われていないと認められる場合には、当該部活動の顧問に対し活動を見直すような必要な指導を行う。また、半期毎の実績報告をまとめ教育委員会に提出する。

(4) 部活動指導員の活用

学校は、予算や教員の配置状況など、学校の部活動の運営体制を踏まえ、教育委員会と相談の上、学校教育法施行規則第78条の2に規定する部活動指導員を配置することができる。また、その職務は、「吉田町部活動指導員の任用に係る事務取扱要領」に示すとおりであり、学校は当該要領に則って部活動指導員を学校職員として、校務分掌に位置づける必要がある。

学校は、生徒が安全で充実した部活動指導が受けられるとともに、顧問教員の負担軽減が図られるよう、顧問教員や管理職と部活動指導員との細やかな情報共有や連絡、相談連携を図ることができる体制を整備する。

なお、部活動指導員の役割や勤務形態については、学校内だけでなく、保護者に周知し理解を得ることも重要である。

(5) 適正な指導者の配置と部活動の設置

校長は、生徒の興味・関心や、生徒や教員の人数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実を図る。また、生徒の安全の確保や教員の長時間勤務の解消の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、適正な指導者の配置と適正な数の部活動を設置する。

4 適切な指導の実施

部活動指導に当たっては、生徒の安全確保に十分配慮し、短時間であっても効果的、効率的な指導を行うことができるようにする。特に、以下の点に留意することが重要である。

(1) 安全指導の充実

ア 成長期の生徒の心身の健康管理

スポーツ医・科学の見地から、部活動の練習効果を得るためには、休養を適切に取ることの必要性や、過度の練習が成長期の生徒のスポーツ障害（怪我のリスクが高くなること等）、バーンアウト（燃え尽き症候群）につながったりすることを理解する。また、女子生徒への指導においては、成長期における体と心の状態に関する知識を得た上で指導を行う必要がある。

イ 事故の防止

生徒は一人ひとり発達段階や体力及び技術等の習得状況が異なることから、事前・事後の健康チェックや活動中の健康観察を行い、日々の状況から

見て取れる一人ひとりの状態や、当日の体調などに照らし、無理のない練習となるよう配慮する。特に、十分に活動に慣れていない1年生や、定期考査中及び長期休業日後の活動については注意する必要がある。

また、気象状況による危機管理や熱中症、活動中の事故等を未然に防止したり、事故が起こった場合の対処の仕方を身に付けたりすること並びに緊急時の対応に必要な体制の確立を図ることが大切である。

ウ 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

指導に当たっては、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は許されない。体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を部活動に関わる全ての指導者がもち、それらを行わないようにするための取組を機会あるごとに行うことが必要である。

また、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、校長や顧問教員が積極的に説明し、理解を得られるよう努める。

エ 施設・設備・用具の安全点検の実施

施設・設備・用具の定期的な安全点検を実施し、常に安全を確保する。また、生徒自身が、自ら積極的に自分や他人の安全を確保できるよう、安全に関する知識や技能が身に付く指導に心掛ける。

(2) 効果的な指導

ア 自主的・自発的な活動の実践

指導者からの一方的な指導だけではなく、個々の生徒が、自分の目標や課題、部活動内での役割など自ら考え設定し、その達成、解決に向けて、実践につなげられるような活動とする。

イ 特別支援教育の視点を生かした指導

学校には多様な特性のある生徒がいることを十分に理解し、生徒の困難さにも配慮した指導を行う。

ウ 短時間で効果的な指導の実践

それぞれの競技種目や活動の特性を踏まえた科学的、合理的な内容、指導方法による実効性のある指導を積極的に取り入れ、生徒が短時間に集中して取り組めるようにする。

エ 適切な休養日及び活動日、活動時間

成長期の生徒が、運動、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点から、ジュニア期における活動時間に関する研究及び顧問教員の多忙化解消の観点を踏まえ、以下に基準を設定する。

(ア) 週当たりの休養日

- ・平日に少なくとも2日は休養日とする。
- ・週休日は、少なくとも1日以上は休養日とする。

- ・週休日等に大会参加等で休養日を設けることができなかつた場合は、他の日に振り替えることとする。

(イ) 長期休業中の休養日

- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができ、家庭や地域で過ごす機会を確保できるよう、休養日（週休日等及び長期休業日）の内、夏季休業中には一定期間のまとまった休養期間（オフシーズン）を設ける。特別の事情がない限り、学校閉庁日の期間をこれに充てることが望ましい。

(ロ) 活動時間

1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。試合期や長期休業中など、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、校長の許可を得るとともに活動に当たって、超過した日数や時間については、他の日に振り替えるなど、生徒や顧問教師の過度の負担にならないよう十分に配慮し、計画的に実施する。

(ハ) 始業前等の活動

始業前の練習等の活動については、生徒の健康・安全に加えて家庭への負担がかかることから、原則行わないものとする。ただし、顧問教員から申し出があった場合で、学校の活動施設や活動時間に課題があるなどの特段の事情があり、かつ、生徒や教員の過度な負担にならないと認められる場合には、事前に保護者の同意を得て、校長が期間や日時を定めて許可することができる。

(ニ) 大会等の精選

終日実施される大会や校外練習試合及びイベント等の参加においては、生徒の健康及び定期考査や学校行事等の日程を考慮し、精査を図る。また、長時間にわたっての拘束や交通費等における家庭の経済的負担にも配慮する。

(ホ) 学校行事や地域の行事等を踏まえた活動日及び活動時間の設定

部活動を行うに当たっては、学校における教育活動に支障のない範囲で行うとともに、生徒の防災訓練など町や地域の行事への参加についても配慮すること。

5 指導力の向上のために

(1) 科学的・合理的な指導内容や指導方法の習得

指導者は、効果的な指導に向けて、自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、指導内容や方法に関して、研究機関や優れた指導者の研究により、

理論付けされたものや科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなどを積極的に習得し、指導において活用することが求められる。

種目別指導者研修や競技スポーツの国内総括団体が作成する運動部における合理的かつ効率的・効果的な活動のための手引書などを活用し、各競技種目の特性を踏まえた合理的かつ効率的・効果的な活動を実施し、技能や記録の向上を図る。

(2) 部活動のマネジメント力やその他多様な指導力の習得

部活動の指導者は、部活動が総合的な人間形成の場となるように、発達段階における身体的、精神的な変化や心理、生理、栄養、部のマネジメント、コミュニケーション、リーダー育成等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、指導力を向上させていくことが望まれる。

6 教育委員会の取組

(1) ガイドラインの検証について

教育委員会は、本ガイドラインに基づいた学校からの半期ごとの実績報告に基づき、学校の部活動が本ガイドラインに基づき適切に行われているかを確認する。確認の上、適切に行われていないと認められるときは、教育委員会は活動日時や内容の見直しを求めるなど、必要な指導を行う。

また、本ガイドラインは、国や県の動向や学校の実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(2) 安全な部活動の実施に向けて

部活動は熱中症や頭頸部外傷など、命に係わる重大事故につながる場合も考えられる。したがって、こうした事故の予防や事故が実際起こってしまった際の、応急手当の習得などについて、専門医を講師に招聘し、研修会を開催するなど、教員が自信をもって安全に指導に当たれる体制を整備する。

(3) 諸課題への取組

ア 部活動指導員の任用

(ア) 部活動指導員を積極的に任用し、学校の実情を踏まえて配置する。

(イ) 部活動指導員の資質向上のための研修を行う。

イ 指導力向上

体育学やスポーツ学分野に関する講師を招聘し、生徒、顧問教員、外部指導員を対象に、スポーツを安全に楽しむための基礎知識やコーディネートトレーニング、コミュニケーション、栄養学などの講習を実施するなど、スポーツリーダーの育成を目的とした「吉田ジュニアスポーツ講習会」(仮称)を長期休業中に実施する。

問合せ先 吉田町教育委員会
電話 0548(33)2151